

# 平成31年度奈良県介護人材確保対策総合支援補助金を活用した事業の公募要領

## 1 総 則

奈良県介護人材確保対策総合支援補助金の交付を希望する団体等の公募については、この要領に定めるところによるものとします。

## 2 目 的

この補助金は、奈良県内で必要となる介護従事者の確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」に基づいて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図るための優れた取組を行う団体等に対して補助を行うものです。

## 3 対象事業

補助の対象となる事業は、別記に記載の事業1～26のとおりです。

なお、事業10(2)、14、23(3)、23(4)は、平成31年度からの新たな事業メニューのため、国の「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」改正後の交付決定となります。

## 4 対象事業者

本事業に応募できる者は、市町村又は民間団体とし、民間団体にあつては、次の各号のすべてを満たすものとします。

- (1) 事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業の内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

## 5 対象経費

補助の対象となる経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち、以下の経費とします。

### (1) 臨時職員人件費

事業を実施するために追加的に必要となる業務について、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。

給与や賃金の単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。

### (2) 報償費

研修講師など事業の実施にあたり協力を得た人に対する謝礼に要する経費です。謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。

### (3) 旅費

事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せの実施等に必要な経費です。(研修講師等に対して負担する旅費を含む。)

### (4) 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品、各種事務用品等の調達に必要な経費です。また、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費です。

なお、茶菓代等の食糧費は、対象外経費となります。

(5) **役務費**

事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費、広告料等の経費です。

(6) **使用料及び賃借料**

事業を実施するために追加的に必要となる会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費です。

(7) **委託料**

本事業の補助の目的である事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費です。

(8) **補助金及び負担金**

本事業の補助の目的である事業の内容として、研修等の参加に要する負担金や受講料等の負担に要する経費、またはそれらに対する助成に要する経費です。

## 6 補助金の額

補助金の額は、次の平成31年度事業における予算額の範囲内で対象となる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成します。

(1) 介護人材確保対策推進補助事業（予算額55,000千円）

※別記に記載の事業のうち以下の(2)(3)の事業を除く事業

(2) 介護職員初任者研修支援事業（予算額15,000千円）

※別記に記載の5(2)事業

(3) 介護キャリア段位普及促進事業（予算額 500千円）

※別記に記載の12(2)事業

補助金の額は、応募された事業計画書を審査して、「10 事業の選定方法」により選定対象となった事業の実施に必要な経費の額を精査し、決定します。

決定の際、次の場合には、補助金を適正にかつ広く活用するため、応募された事業計画書に記載された補助金要望額を減額します。

① 応募された事業計画書に記載された支出予定額が、事業の実施に必要な経費として認められない場合

② 選定対象と認められた事業の補助金要望額の総額が、補助金の予算額を超える場合

また、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意願います。

## 7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から補助事業を完了した日又は平成32年3月31日のいずれか早い日までとします。

## 8 応募要件

応募する事業については、以下の要件のすべてを満たすことが必要です。

(1) 上記「6 補助金の額」①介護人材確保対策推進補助事業において、同一団体からの応募事業数は、3件を限度とする。

(2) 補助金要望額は、事業ごとに、原則、30万円以上100万円以内とする。  
ただし、次に該当する事業内容についてはこの限りでない。

- ・県内全域を対象とし、不特定多数の団体又は、個人に受益が及ぶと知事が認めるもの
  - ・別途要綱等で補助基準額が定められているもの
- (3) 他の補助金の交付を受けていないこと。

## 9 応募方法

この事業の補助金を希望する者は、次により応募してください。

### (1) 提出書類

①公募申請書（様式1の1～2）

②事業計画書（様式2の1～3）

※提出書類の様式等については、別添「介護人材確保対策総合支援補助金の活用にあたっての留意点について」をご参照ください。

③事業概要（様式3）

④応募者が地方公共団体以外の者である場合は、団体の概要がわかる資料（定款、寄付行為、役員名簿、直近の財務・活動状況がわかる資料、補助を受けようとする事業にかかる実績がわかる資料 等）

⑤その他参考となる資料

※計画書の作成にあたっては、下記「10 事業の選定方法」にある別紙「選定基準」に十分留意し、審査が円滑かつ適切に行えるよう具体的に記載してください。記載しきれない場合は、別紙や添付資料を活用してください。

(2) **提出期限** 平成31年3月15日（金）（必着）

(3) **提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先**

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課人材確保・育成係（太田、林）

電話：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015

Eメール：fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp

## 10 事業の選定方法

「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金選定審査会」において、提出書類（必要に応じてヒアリングを実施）により、別紙「選定基準」に基づき審査し、予算の範囲内で選定します。

なお、選定された事業であっても、事業効果等が認められない場合は、補助対象経費を減額することがあります。

選定の結果については、各応募者あてに通知します。ただし、平成31年度からの新たな事業メニュー（事業10(2)、14、23(3)、23(4)）については、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」の改正後に通知します。

また、選定された事業については、事業者名や事業内容を公開します。

◆**審査項目（抜粋）** ※別紙「選定基準」参照 ※赤字＝新たに追加した審査項目

I 目的と効果 II 公益性 III 手段の有効性 IV 実現可能性 V 経費積算の適確性

VI **新規性（同一内容の継続事業は3年間を基準として評価）**

VII **事業の属性（県が指定する6つの領域※の事業を優先して採択）**

※県が優先する6領域

①参入促進

介護分野への就職につながりうる対象者への直接的な働きかけや体験の機会を提供する取組

②再就職支援	介護職等を離職した人材の再就職を促す取組
③子育て支援	子育て中の介護職員等が働き続けやすい職場環境整備に向けた取組
④生産性の向上	職員の業務負担軽減と効率化に向けた取組
⑤キャリアアップ	研修の実施や受講支援について昨年度より拡充した取組
⑥処遇改善	処遇改善加算を年度内に取得するための、キャリアパスや職場環境改善に向けた取組

## 1.1 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

事業の選定（内示）を受けた者は、速やかに事業着手の準備及び「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」に基づいて補助金の交付に必要な手続きを行ってください。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業の完了の日から1ヶ月以内又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

## 1.2 補助金交付事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ① 事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持つこと。
- ② 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- ③ 交付申請書や実績報告書は、別途県が指定する期日までに提出すること。
- ④ 事業実施主体は、補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

## 1.3 留意事項

本事業の実施については、平成31年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、事業を執行しない場合や予算額等を変更する場合があります。なお、この場合においても、本事業の応募に要した費用を請求することはできません。

## 1.4 手続きに関する注意事項

- ① 採択事業において、事業計画で見積もられた金額については、補助対象経費の精査等により減額することがあるほか、配分額の調整により減額することがあります。
- ② 本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。
- ③ 事業内容を審査した結果、協議により事業計画の変更を求めることがあります。（補助金の額の算定に伴い、事業計画の変更を求める場合を含みます。）
- ④ その他、別添「介護人材確保対策総合支援補助金の活用にあたっての留意点について」をご参照ください。

## 1.5 今後の予定等

- ・ 応募締切（必着） 3月15日（金）
- ・ 選定結果（内示） 3月下旬
- ・ 補助金申請 4月上旬
- ・ 交付決定 4月上旬
- ・ 事業の開始 交付決定日以降